

◎新潟県告示第189号

新潟県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年新潟県条例第88号。以下「条例」という。）第17条第1項の規定により、知事指定薬物が次のとおり指定の効力を失ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和8年3月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) (8R)-N, N-ジエチル-6-メチル-1-[4-(トリメチルシリル)ベンゾイル]-9, 10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド（通称名：1SB-LSD）及びその塩類
- (2) 1-[1-(3-クロロフェニル)シクロヘキシル]ピペリジン（通称名：3Cl-PCP、3-Chloro-PCP）及びその塩類
- (3) 4-メチル-1-(2-メチルフェニル)-2-(ピロリジン-1-イル)ペンタン-1-オン（通称名：2me-PiHP、2me-PHiP、2-methyl- α -PiHP、2-methyl- α -PHiP）及びその塩類
- (4) プロパン-2-イル 1-(1-フェニルエチル)-1H-イミダゾール-5-カルボキシラート（通称名：Isopropoxate）及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第5号に規定する薬物に該当するに至ったため。

3 失効年月日

令和8年3月14日

4 罰則の適用

条例第26条から第30条までの規定は、当該知事指定薬物の指定の失効前にした行為についても、これを適用する。